

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：EEZ（排他的経済水域）における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を認める制度の創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課

評価実施時期：令和6年3月11日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

EEZ（排他的経済水域）における風エネルギー生産等の主権的権利並びにその構築物の設置及び利用に関する管轄権については、海洋法に関する国際連合条約において沿岸国に認められている。

政府は、「洋上風力産業ビジョン（第1次）」（2020年12月15日策定）において、洋上風力発電の案件形成目標として、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWを掲げ、これまで領海及び内水の海域にて導入を促進してきたが、当該目標の達成のためには、領海及び内水だけでなく、世界第6位の面積を誇るEEZにおいても洋上風力発電の整備を効率的に促進していく必要がある。

このような中、現行法の適用対象は「領海及び内水」のみであり、EEZにおける海洋再生可能エネルギー源の利用に関する定めが存在しないため、EEZにおける事業の案件形成が適切に進まない恐れがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

洋上風力発電については、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成の目標を掲げており、目標達成に向け案件を形成していく必要がある。

しかしながら、現行法の適用対象は「領海及び内水」のみであり、EEZにおける海洋再生可能エネルギー源の利用に関する定めが存在しないため、EEZにおける事業の案件形成が進まな

い恐れがある。

[規制以外の政策手段の内容]

EEZにおいて海洋再生可能エネルギー発電事業を行う事業者のためのガイドラインなどを作成することが考えられるが、

- ① 海洋法に関する国際連合条約に規定される海洋構造物に係る通報や撤去の義務を適切に履行できないこと
- ② 仮に事業の案件形成が進んだ場合、事業の実施のための調整が適切に行われず、漁業や船舶の航行等の海洋の先行利用者に支障をきたすこと
- ③ 事業実施に係る法的な担保が無いため、事業者が巨額の投資判断を出来ず、事業の案件形成が進まないこと

が想定される。

[規制の内容]

- ・ EEZ（下記により許可された区域を除く。）における海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置を禁止する。
- ・ 経済産業大臣は、EEZ内に募集区域を指定し、当該募集区域に発電設備を設置しようとする者は、設置区域の案等を提出し経済産業大臣及び国土交通大臣による仮の地位の付与を受けることができる。
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮の地位の付与を受けた事業者や利害関係者を構成員とする協議会を組織し、当該事業者から設置の許可に係る申請を受けた場合は、協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可基準に適合している場合に限り、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を許可することとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

(「遵守費用」について)

EEZにおいて海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者において、

- ・ 募集区域内での設置区域図の案、供給価格や事業内容等を記載した事業計画案の作成・提出及び仮の地位の付与に係る申請に関する費用
- ・ 事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会の実施に関する費用
- ・ 設置計画及び区域図の作成・提出及び設置の許可に係る申請に関する費用

等が発生するが、これらの事項は自然的条件、地域の実情に因るところが大きいことや、現時点で募集区域の具体的な規模及び各事業者が申請する事業規模は未定であり、事業者ごとに海域の自然的条件や利害関係者の調整状況等が異なるため、その作成・提出に係る費用負担を一律に定量化することは困難である。

（「行政費用」について）

経済産業省において、募集区域を指定するに当たって、区域の状況を調査するための調査費用が発生する。EEZ では、水深や海底地形、気象海象、調査対象区域の規模が領海内と異なるため、現行法で定められている領海及び内水の海域において整備を促進する区域である促進区域を指定する際に掛かる費用を踏まえても定量的な試算は困難である。

また、経済産業省及び国土交通省において、

- ・海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者から提出された設置区域や事業計画等を審査し、仮の地位を付与するために必要な手続きの実施に係る費用
 - ・募集区域ごとに協議会を設置する費用
 - ・協議会で協議が調った事項との整合性等の基準を満たすか否かを審査し、基準を満たす場合に設置を許可するために必要な手続きの実施にかかる費用
- が発生するが、現時点で生じる案件数は想定できず、定量化することは困難である。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和ではないため、該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

EEZ において海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者は、仮の地位を付与されることで法的担保のある地位をもって利害関係者との調整を行うことができ、法定協議会において事業実施のための調整を適切に行うことができる。加えて、設置の許可を得るまでのプロセスが決められているため事業の予見性をもつことができ、案件形成を進めやすくなる。

また、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置が許可された区域において、民間事業者がその整備を行うことにより、再生可能エネルギーの導入が拡大し、第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）で示された、安全性を大前提としつつ安定供給・経済効率性・環境適合を達成するエネルギーのベストミックスの実現に寄与するとともに、政府が掲げる洋上風力の案件形成目標の実現にも寄与する。

【第6次エネルギー基本計画の実現により得られる便益】

- ・洋上風力発電について、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000~4,500万kWの案件を形成（領海及び内水の海域によるものを含む。）

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

EEZにおいて海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者は、法的地位を担保された上での関係者調整が可能となるため、事業の迅速性を高めリードタイムを短縮しコストを削減することができる。

脱炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーの導入は、我が国のCO₂排出量の削減やエネルギー安全保障の強化のみならず、コスト競争力のある電源となることによって燃料費の削減に伴う電力コストの引き下げという便益ももたらす。

具体的には、今般の制度に基づいた再生可能エネルギーの導入の拡大は、第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）で示された、安全性を大前提としつつ安定供給・経済効率性・環境適合を達成するエネルギーのベストミックスの実現に寄与する。

【第6次エネルギー基本計画の実現により得られる便益】

- ・洋上風力発電について、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000~4,500万kWの案件を形成（領海及び内水の海域によるものを含む。）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制緩和ではないため、該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

海洋再生可能エネルギー発電設備は、部品数が多く（数万点）、また、事業規模も大きいことから、地元産業も含めた関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与する。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記のとおり、募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者並びに経済産業大臣及び国土交通大臣に、遵守費用及び行政費用が発生するものの、本規制が創設されれば、EEZにおいて海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする者は、仮の地位を付与されることで法的担保のある地位をもって利害関係者との調整を行うことができ、法定協議会

において事業実施のための調整を適切に行うことができる。加えて、設置の許可を得るまでのプロセスが決められているため事業の予見性をもつことができ、案件形成を進めやすくなる。

また、海洋再生可能エネルギー発電の導入が進むことによって長期エネルギー需給見通しの実現が図られ、安定供給・経済効率性・環境適合の達成を通して我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することとなる。

以上のことから、本規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

本規制では仮の地位の付与と許可の2段階の手続を設けているところ、代替案として、許可のみとすることが考えられる。その場合、①協議会で利害関係者との調整を完了した事業者に、許可を付与する案又は②協議会の実施前に許可の付与手続を設け、許可事業者が協議会での利害関係者との調整を行う案が想定される。

①の場合、EEZにおいて海洋再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする複数の事業者が利害調整を行うため、事業者・利害関係者ともに調整すべき者を把握し、調整する際に、多くの時間と費用を要することとなる。また、事業者は、最終的に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置できるか担保されていない状態で利害関係者との調整等を行うこととなるが、事業の実施ができなくなるリスクが高まるため、案件形成が進まない可能性がある。

②の場合、利害関係者との調整が未完了の状態ですべての事業者に許可が付与され、その後協議会が実施されることとなるが、協議会における利害関係者との調整を踏まえて設置区域等に変更が生じる可能性があり、事業者は追加的な費用等を要するため、参入する便益が少なく、案件形成が進まない可能性がある。

以上の理由により、代替案ではなく本規制案を採用することが妥当であると考えられる。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

今般の制度の新設は、GX実現に向けた基本方針（2023年2月閣議決定）^{※1}、経済財政運営と改革の基本方針2023（2023年6月閣議決定）^{※2}、海洋基本計画（2023年4月閣議決定）^{※3}等の政府計画等を踏まえ、「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会」^{※4}及び「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ、交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進

小委員会」^{※5}において議論し、措置を行うものである。

※1 : <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>

※2 : https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230626.html

※3 : <https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/plan04.html>

※4 : https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/energy/yojo_kentoukai.html

※5 : https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_youjohuuryoku01.html

及び、

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/index.html

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

本法律案附則において、法施行後5年を目途に見直すこととしており、併せて、本規制の新設の事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

募集区域の指定に向けた区域の状況の調査費用及び指定状況、仮許可の付与の状況及び許可された海域における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備の状況を確認することとする。